

新型コロナウイルス感染症に関する 知立市生活支援サービスを開始しました

* 知立市生活支援サービスとは *

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者で、保健所から自宅待機を要請され、買い物等のための外出ができなくなった市民の方とその同一世帯のご家族で、親族等の支援が得られない方に、市が買い物や薬（処方箋医薬品）の受け取りを代行します。

○市は、このサービスを利用されていることが周囲の方に分からないよう個人情報の保護に最大限務め、市担当者のご自宅への訪問時でもできるだけ市職員であることが判別されないよう工夫します。

○このサービスに必要な金銭及び商品の受け渡し時には、市担当者に感染の危険が及ばないよう十分な対策を講じて実施します。

【サービス利用の流れ】

* 知立市生活支援サービスを利用できる人

保健所から感染者や濃厚接触者と認められ、自宅待機を要請された市民とその同一世帯のご家族であって、親族等によるサポートを受けることができない方

* 知立市生活支援サービスの流れ(買い物代行の場合)

①利用希望者が電話で申し込んでください。
市担当者に、どこの保健所から、いつまで自宅待機を要請されているか、住所・氏名・電話番号をお伝えください。
市担当者からこのサービスの概要についてご説明いたします。

②市担当者が利用希望者宅を訪問しますので、サービス利用期間中の買い物に必要なお金をお渡しください。(金銭授受の詳しい方法は、市担当者が電話で連絡します。)

③お金をお渡しいただいた後、再度電話で商品購入・配達に関するご希望(購入商品の種類・数量、配達の希望日・時間帯など)を、市担当者にお伝えください。

※サービス利用期間は最大2週間。1週間のうち2日(1日につき1回)を限度として、このサービスを利用できます。

④市内のスーパー等で調達した商品を、市担当者が利用希望者宅にお届けします。(商品授受の詳しい方法は、市担当者が電話でその都度連絡します。)

⑤サービス利用期間が終了すれば、市がお預かりしたお金を精算し、市担当者が利用希望者宅を訪問し、残金をご返金いたします。

平日の午前10時から午後5時まで

2回目以降は
繰り返し

※持病等で薬(処方箋医薬品)の必要な方は、市に申し込んでいただいた上で、医師の同意を得ていただければ、買い物代行と同様の流れで、薬を受け取り、ご自宅へお届けします。

【お申し込み・お問い合わせ先】

知立市保健センター ☎ 0566-82-8211